

## 令和5年度上期デジタル庁調達改善計画の自己評価（概要）

### 1. 重点的な取組

#### 【情報システム調達の改善】

##### ・ 汎用的な製品、オープンソフトウェアの活用

5年度上期に契約した情報システムに係る調達のうち、請負者が新たにシステム開発や構築を行った全9件について、前年度に引き続き、汎用的な製品等の調達を実施した。

※前年度上期：4件

##### ・ 公募、技術的対話による新規参入事業者の確保

5年度上期に契約した情報システムに係る調達のうち、公募で8件契約、技術的対話で1件であった。

※前年度上期：公募1件、技術的対話4件

##### ・ 保守等契約への新規参入促進を図る環境改善

5年度上期に契約した情報システムの保守・運用の全21件の入札において、前年度に引き続き、新規の事業者が調達内容等を把握するために必要な期間の公告期間を設けた。

※前年度上期：16件

##### ・ 一者応札の回避方策の検討

高い技術力、企画力をより重視したプロポーザル型企画競争による調達を令和5年度から積極的に取り組み、上期に全46件実施した。

### 2. 共通的な取組

#### (1) 調達改善に向けた審査・管理の充実

随意契約審査委員会において、真に随意契約であるべきか法的根拠も含めて全131件の事前審査を行った。そのうち競争性のある随意契約は50件（企画競争、プロポーザル型企画競争、技術的対話を含む）、公募18件となった。

※前年度上期：随意契約審査委員会62件（競争性のある随意契約7件、公募9件）

## (2) 調達事務のデジタル化の推進

令和5年度上期に契約した入札案件全120件のうち、

- ・電子入札が実施されたのは113件(94.2%)
- ・電子契約が実施されたのは80件(66.7%)

であった。

※前年度上期：電子入札85件(80.2%)、電子契約50件(47.2%)

重点的な取組、共通的な取組

令和5年度の調達改善計画										令和5年度上半期自己評価結果(対象期間:令和5年4月1日～令和5年9月30日)							
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期	定量的					定性的				
○		情報システム調達の改善	【汎用的な製品、オープンソフトウェアの活用】 情報システムの開発、構築をその内容とする新規案件においては、特定の事業者しか供給できない製品(ハードウェア、ソフトウェア)ではなく、汎用的な製品やオープンソフトウェアを調達品目とする余地がないかチェックリストを活用するなどの確認を行う。また、改修、保守・運用それぞれのフェーズにおいての更なる競争性を確保する余地がないか検討を行う。	令和3年9月から令和4年12月に調達した案件の件数及び契約金額の多くの割合を占める情報システムについて、重点的に取り組むため。	A+	R4	情報システム調達の競争性確保の向上と一者応札が継続している調達案件の改善については、令和4年度の調達実績を踏まえて改善するように取組。	R6年3月まで	A+	R4	新規システムの調達案件においては、汎用的な製品やオープンソフトウェアを調達品目とし、改修、保守・運用フェーズにおける競争性の確保を行った。	A	5年度上期に契約した情報システムに係る調達のうち、請負者が新たにシステム開発や構築を行った全9件について、前年度に引き続き、汎用的な製品等の調達を実施した(前年度上期において全4件で汎用的な製品等の調達を実施)。	4月～9月	令和5年度から始めた新たな取組について、定期的に進捗確認・効果測定を実施し、取組状況や方向性等についての妥当性を検証していく。	引き続き実施	
			【公募、技術的対話による新規参入事業者の確保】 随意契約により特定の事業者が受注を続けている調達案件については、公募により新規参入事業者に機会を与え、真にやむを得ない随意契約の妥当性を担保する。また、複数事業者と対話を通じて調達仕様書を見直す技術的対話による調達方法【情報システムに係る新たな調達・契約方法に関する試行運用のための骨子(令和元年5月29日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)】の活用を引き続き推進する。								5年度上期に契約した情報システムに係る調達のうち、公募で8件契約、技術的対話で1件であった(前年度上期において、公募1件、技術的対話4件を実施)。						
			【保守等契約への新規参入促進を図る環境改善】 情報システムの保守・運用契約の調達案件において、新規参入事業者の参加を阻害しないよう、公告期間、既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な期間の確保を行う。なお、案件によっては、新規参入事業者の引き継ぎ等の期間を十分なものとすよう既存契約と新規契約の切り替え時期を重複させるなどの調達の工夫も推進していく。								5年度上期に契約した情報システムの保守・運用の全21件の入札において、前年度に引き続き、新規の事業者が調達内容等を把握するために必要な期間の公告期間を設けた(前年度上期において全16件の入札において適正な公告期間を設けた)。						
			【積極的な閲覧・情報の提供】 継続している調達案件については、設計書等を公告期間に閲覧できるように引き続き準備するとともに、事業者の切替の難しい運用・保守業務については、運用マニュアル等も閲覧資料として引き続き準備する。 また、デジタル庁における過去の契約事業者(再委託事業者を含む)をデジタル庁のウェブサイトに関し、再委託事業者に多い中小企業、設立後間もない企業にデジタル庁と直接取引できる機会の可能性を検討してもらう。								・公告期間中に、設計書や運用マニュアル等の閲覧を可能とした。 ・調達デジタル庁の契約事業者(再委託事業者を含む)を職員にも周知した。						
			【一者応札の回避方策の検討】 一者応札が継続している調達案件については、デジタル庁情報システム調達改革検討会の検討結果を踏まえた改善内容等も試行的に取り入れていく。 具体的には、過去の一者応札案件の分析、フィードバックによる機動的・柔軟な調達手続きの改善、デジタル庁のウェブサイトに関する契約予定と再委託を含めた契約事業者の下請け状況の公開、システム調達における発注者側の能力向上、中小企業、設立後間もない企業にデジタル庁の調達案件に参入する機会の拡大などに取り組む。							設計書や運用マニュアル等を公告期間中に閲覧できるように対応した。 また、デジタル庁の契約事業者(再委託事業者を含む)をデジタル庁HPIに公開し、再委託事業者に多い中小企業や、設立後間もない企業が入札に参加しやすい環境を整えた。		高い技術力、企画力をより重視したプロポーザル型企画競争による調達を令和5年度から積極的に取り組み、令和5年度上期に全46件実施した。					
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	随意契約を行うおとする場合は、「随意契約審査委員会」において、真に随意契約であるべき法的根拠も含めた事前審査を行うとともに、競争性のある調達方式に移行できないかの検討を行う。	A	R4	随意契約による契約要請があれば実施し、検討結果を記録として蓄積する。	R6年3月まで	A	R4	随意契約を行うおとする場合は、「随意契約審査委員会」において、真に随意契約であるべき法的根拠も含めた事前審査を行うとともに、競争性のある調達方式に移行できないかの検討を行った。	A	随意契約審査委員会において、真に随意契約であるべき法的根拠も含めて全131件の事前審査を行った。そのうち競争性のある随意契約は50件(企画競争、プロポーザル型企画競争、技術的対話を含む)、公募18件となった(前年度上期において全62件の審査を行い、競争性のある随意契約7件、公募9件の契約を行った)。	4月～9月	引き続き実施			
			入札等監視委員会で調達に関する改善案を提案された場合、同委員会において講じた措置を報告する。			年2回開催する入札等監視委員会において提案された改善案について、調達改善計画に反映することを検討する。				令和5年9月に入札等監視委員会を実施し、一者応札や契約金額を大きくかつた案件について、審議を行った。		入札等監視委員会で審議された議事概要について、デジタル庁HPIに掲載した。					
○		調達事務のデジタル化の推進	電子調達システム(GEPS)による入札・契約手続の更なる利用促進を図るため、紙での入札、契約を希望する事業者に対しては、電子入札、電子契約に対応できない理由、電子調達システム(GEPS)の利用可能用途の確認を引き続き行う。	A	R4	GEPSを活用した電子入札率、電子契約率を政府目標の電子入札率80%、電子契約率50%を上回るように取組む。	R6年3月まで	A	R4	入札説明書等により、原則、電子調達システムによる入札を行うことを明記するとともに、落札者に対しては、電子契約の利用を積極的に働きかけた。	A	令和5年度上期に契約した入札案件全120件のうち、 ・電子入札が実施されたのは113件(94.2%) ・電子契約が実施されたのは80件(66.7%)であった。 (前年度上期において電子入札85件(80.2%)、電子契約50件(47.2%)。)	4月～9月	引き続き実施			

## その他の取組

調達改善計画		令和5年度上半期自己評価結果(対象期間:令和5年4月1日～令和5年9月30日)	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
・ELGA導入による事務の電子化、業務の効率化を行	新規		・ELGAを活用し、会計事務処理や証拠書保存等の電子化が図られ、業務の効率化につながった。
・会計事務にかかる手引き書等の整備、共有を図り、職員等の資質向上を図り、業務の効率化を行う。	継続		・「調達事務手続きマニュアル」を使用し、職員向けの勉強会を開催し、デジタル庁における調達事務の共有を図った。また、契約事業者等が効率的に事務を行えるよう、同マニュアルをデジタル庁のHPに公表した。
・クレジットカードで海外出張経費の精算、高速料金の支払に引き続き活用する。	継続		・ETCカードでの高速料金の支払いや海外出張の支払いに際して、クレジットカードを活用し、事務の効率を行った。

**外部有識者からの意見聴取の実施状況**  
 (対象期間: 令和5年4月1日～令和5年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【持永 勇一 早稲田大学大学院会計研究科 教授】 意見聴取日【令和5年10月24日】

	意見等	意見等への対応
情報システムの課題解決に向けた取組について	令和5年度の調達改善計画は従来の計画と比較してより広範な内容であり、かつ、より能動的な内容であるが、上期における改善状況として「汎用的な製品、オープンソフトウェアの活用」及び「公募、技術的対話による新規参入事業者の確保」等において、昨年を上回る実績を上げている。特に、高い技術力、企画力をより重視したプロポーザル型企画競争については、多数の実績件数が上がっているだけに止まらず、それらの調達内容についてもより望ましい成果が上がっていることから、下期においても継続的な取り組みが進展することに注目している。 また、共通的な取組に関しても、電子入札が実施された調達割合が90%を超えるなど、着実な改善が行われており、年度を通じたより徹底した調達改善の成果に期待する。	令和5年度から始めている新たな取組を継続して実施し、取組状況や方向性等について検証した上で、次年度以降の調達改善計画に反映していきます。

外部有識者の氏名・役職【川澤 良子 Social Policy Lab 株式会社 代表取締役】 意見聴取日【令和5年10月27日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
情報システムの課題解決に向けた取組について	・全体として取組に進捗が見られ評価できる。特に、積極的な閲覧、情報提供として取り組んでいる、HPでの再委託事業者の公開は、競争参加者の拡大に向け重要な取組と考える。庁内での当該情報の周知徹底と共に、他府省への共有や、政府全体の情報システム契約者、再委託先事業者の情報収集及び公開も検討する等、更なる積極的な取組が期待される。	令和5年度から始めている新たな取組を継続して実施し、取組状況や方向性等について検証した上で、次年度以降の調達改善計画に反映していきます。

外部有識者の氏名・役職【金子 良太 國學院大學経済学部 教授】 意見聴取日【令和5年10月23日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
情報システムの課題解決に向けた取組について	技術的対話による新規参入事業者の確保は、外部からも評価されているところである。令和5年度上半期における技術的対話による調達は1件ということで、(案件による向き不向きや調達金額の大小もあり件数だけで評価することは難しいものの)、今後の金額・件数の増加が強く望まれるところである。	令和5年度から始めている新たな取組を継続して実施し、取組状況や方向性等について検証した上で、次年度以降の調達改善計画に反映していきます。